

## 令和2年度 国民健康保険税条例改正の概要について

### ■新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免について

#### 1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置を実施する。

#### 2 改正内容

国民健康保険税条例には、災害による損害を受けた場合や失業等により収入が著しく減少した場合による保険税の減免に関する条例が既に定められていますが、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免については、減免基準と期間を別に定めることから改正が必要となります。

#### 3 減免内容

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

⇒ **保険税全額を免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯

⇒ **保険税の10分の2～全額を免除**

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等を除く）が、前年の事業収入の10分の3以上であること

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、保険税の全額を免除する。

#### 4 減免対象

対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の保険税であること

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限が設定されているもの

※特別徴収（年金天引き）の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日が、令和2年2月1日～令和3年3月31日であるもの

## 5 減免の算定

【表1】

A	当該世帯の被保険者全員の保険税額
B	<u>世帯の主たる生計維持者</u> の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

〔表2〕

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全 部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

【計算式】

① に 【表2】の区分に応じた減免割合を乗じる

## 【減免額計算例】

A 保険税額 (令和2年度) 50万円

B 主たる生計維持者の前年所得額 300万円

C 世帯全体の前年合計所得額 400万円

d 減免割合 400万円以下 10分の8

50万円 × 300万円 /400万円 × 8/10 = 30万円(減免額)